

南海トラフ地震における現地活動拠点と しての施設使用に関する協定変更協定書

須崎市（以下「甲」という。）と高知県 健康政策部 須崎福祉保健所（以下「乙」という。）が、平成26年3月25日付けで締結した南海トラフ地震における現地活動拠点としての施設使用に関する協定について、次のとおり変更する協定を締結する。

1. 第3条に規定する現地活動拠点施設の使用に関して、使用範囲を1階会議室3から2階会議室3に改める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年11月21日

甲 高知県須崎市山手町1番7号
須崎市
須崎市長 

乙 高知県須崎市東古市町6-26
須崎第二総合庁舎
高知県 健康政策部 須崎福祉保健所
所 長 